



# すまいのひろば



ユトジラの  
スマホ用壁紙が  
ダウンロードできるよ

## 2023年(令和5年) 7月号



JKK東京

【発行】東京都住宅供給公社 公営住宅管理部 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

## 収入報告書は必ず提出しましょう！

提出期限は**7月7日(金)**です。

6月13日(火)にお送りしました収入報告書は、**来年度**(令和6年4月から令和7年3月まで)の**住宅使用料**を決める重要な書類です。必要書類を添付のうえ、返信用封筒に入れて**7月7日(金)**までに提出してください。

収入報告書の提出がない場合には、近隣の民間賃貸住宅(近傍同種の住宅)の家賃並みの使用料を負担していただくことになります。

お問い合わせ先

6月14日(水)～7月7日(金)の間は次の電話番号でお受けします。  
JKK東京 収入報告専用ダイヤル ☎03-6812-1512  
9時～18時(土日は除く)

### 住宅使用料の一般減免、特別減額を受けている世帯

●「収入報告書」の提出は**必要ありません**(用紙はお送りしていません)。

ただし、使用料減免申請が収入報告に代わる手続きとなりますので更新時期に必ず手続きを行ってください。

※手続きを行わない場合、翌年度から近隣の民間賃貸住宅(近傍同種の住宅)の家賃並みの使用料となります。

ご注意ください



収入報告書に関する記事は、次ページに続きます。➡

もくじ

- 収入報告書は必ず提出しましょう！…………… **12**
- 認知症等である入居者の収入申告義務の緩和について…………… **2**
- エレベーター正しく使って安全に…………… **3**
- 大雨・台風への備えについて…………… **3**
- ご自身で設置した浴槽・風呂釜が故障している方へ  
～東京都の負担による浴槽・風呂釜の取替え～…………… **4**
- 東京都環境局からのお知らせ…………… **5**
- 都営住宅等での転貸(民泊等)及び用途外使用は禁止されています…………… **6**

**7月分の住宅使用料等の納期限(口座振替引落日)は、7月31日(月)です。**

口座振替ご利用の方は、事前に残高の確認をお願いします。



### ◇収入報告書の用紙をお送りした世帯

都営住宅または福祉住宅に令和5年5月16日以前に入居した世帯にお送りしています。

### ◇収入報告書に必ず添付する書類

※詳細は、収入報告書に同封されている「収入報告書提出のしおり」等をご覧ください。

#### ●すべての方（生活保護または支援給付〔※〕を受けている方を除く）

##### 令和5年度住民税課税（非課税）証明書の原本（世帯全員分）

ただし、名義人または同居者に扶養されていることが課税証明書で確認できる方は必要ありません。

#### ●生活保護または支援給付〔※〕を受けている方

##### 受給者全員の氏名が記載された生活保護受給証明書または支援給付受給証明書

（受給者以外の方がいる場合は、その方の令和5年度住民税課税（非課税）証明書も必要です。）

※支援給付とは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく給付のことです。

## 収入報告書の提出期限は7月7日(金)です。

※みなさんをご提出された「収入報告書」は順次開封作業を行っており、お問い合わせについては確認にお時間をいただきます。なお、ご提出された収入報告書の必要書類に不足などがあった場合は、個別にご連絡いたします。

提出期限までにご提出をお願いします！



## 認知症等である入居者の収入申告義務の緩和について

名義人が認知症などの理由で収入報告書を提出できない場合、都が定める一定の条件にあてはまる世帯について、事前の申立てに基づき収入報告義務を緩和できる制度があります。その場合、都が調査した収入の状況に応じて使用料を決定します。

この制度の利用には、申出書と次の書類を提出する必要がありますので、ご希望の場合は下記へお問い合わせください。

申告が困難な事由	添付書類
認知症である	認知症であることが記載されている診断書※
精神障害者である	精神障害者保健福祉手帳の写し（等級不問）
知的障害者である	愛の手帳（療育手帳）の写し（等級不問）

※アルツハイマー病やレビー小体病等が原因となって認知機能が低下していることが明記されている診断書

ただし親族等にご協力いただき、収入報告書の提出が可能な場合は、引き続き提出をお願いします。

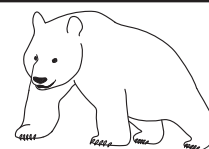
### ■収入申告義務の緩和についてのお問い合わせ先

JKK東京 都営収納課 収入調査係 ☎03-3409-2261 (代)



## パン田先生からの挑戦状!!

パンダの黒い部分に色を塗ってみよう



# エレベーター正しく使って安全に

## ～エレベーター設置団地にお住まいのみなさんへ～

利用の際は次のことを守ってください。

(閉じ込め、挟まれなどの事故、故障の原因になります)

- 扉に物を挟んだり、ぶついたりしないでください。
- ※細いひも状のものを扉に挟んでしまった場合、無理に引き抜こうとすると、思わぬケガをする危険性があります。
- 扉が開ききってから、乗り降りしてください。動作中の扉にぶつかる挟まれ事故や、故障の原因となります。
- ※ベビーカーや台車等を利用される際は特にご注意ください。
- 扉の敷居溝にゴミなどを落とさないよう注意してください。
- お子さまのご利用にあたっては、保護者の方のご配慮をお願いします。



正しく安全に  
利用しましょう。

### 台風・集中豪雨時について

- エレベーターに雨水がかかると故障の原因となります。  
雨天時は、エレベーターホールの窓を閉める等、ご協力をお願いします。

### 防犯カメラについて

- エレベーター内には、防犯カメラが設置されており、警察の要請により映像を開示することがあります。

# 大雨・台風への備えについて

大雨・台風の災害時には、お客さまセンターの電話が大変混み合います。下記の内容を参考に、ご自身でできる一次対応をお願いします。

### ●強風への備え（ガラス破損被害防止）

- ・風に飛ばされる危険のあるものは室内に入れましょう。
- ・サッシを施錠し、カーテンを閉めておきましょう。
- ・窓ガラスに飛散防止フィルムを貼ったり、養生テープを×印のようにクロスして貼るのも効果的です。  
くもりガラスは外側からテープを貼り、必要がなくなったら、早めにはがしましょう。



### ●居室内の浸水対策

- ・バルコニー排水溝はきれいに清掃しておきましょう。
- ・サッシや玄関扉から雨水が吹き込んだ場合、下枠に雑巾やタオル等で壁を作り、水をせきとめてください。また、こまめに水分をふきとりましょう。
- ・窓周辺の家財や家電は被害を受けない場所に移動させ、コンセントは漏電・ショート・感電防止のために抜いておきましょう。

### ■JKK東京ホームページ 災害等への備え

<https://www.to-kousya.or.jp/nyukyosha/saigai/taifu.html>



# ご自身で設置した浴槽・風呂釜が故障している方へ ～東京都の負担による浴槽・風呂釜の取替え～

東京都では、お住まいのみなさんがご自身の費用で設置した浴槽・風呂釜について、東京都の費用負担で新しいものに順次取り替えています。ご自身の費用で設置した浴槽・風呂釜が故障して使用できない方からの申込みを次のとおり受け付けます。

## 1. 申込要件

以下の申込要件をすべて満たす方が対象です。

- (1) ご自身で設置した浴槽・風呂釜が故障していること。
- (2) 浴槽・風呂釜を取り替えた場合は、住宅使用料（家賃）を改定するため、改定について同意をしていただくこと。（注1）
- (3) ご自身で設置した浴槽・風呂釜を自己負担で撤去・処分すること。（注2）
- (4) 住宅使用料（家賃）、駐車場利用料金を滞納していないこと。
- (5) 収入超過、高額所得者に該当しないこと。

（注1）住宅使用料（家賃）の改定の目安：月額500円～3,000円程度の増額

・増額する金額は、世帯の収入区分に応じて異なります。

・正式な金額は、浴槽・風呂釜の取替工事実施後に通知書でお知らせします。

（注2）撤去・処分は、取替えを行う施工業者に依頼することもできます。

（撤去・処分費用は自己負担となります。）

## 2. 申込方法

お客さまセンターにお電話又はオンラインで申込書類を請求してください。

申込書類が届きましたら、案内にしたがって郵送によりお申込みください。

○申込書類請求受付期間 **令和5年8月1日(火)から同年8月23日(水)**

○申込期限（郵送必着） **令和5年9月1日(金)**

## 3. 申込後の流れ（実施スケジュール）

○申込内容の審査

令和5年9月

○審査結果及び工事実施のお知らせの送付

令和5年9月中旬

○現状調査・工事実施（公社指定工事店より順次ご連絡いたします）

令和5年9月下旬

★審査後に申込数が予定数を上回った場合は、抽選を行います。

抽選を実施する場合は、抽選会を9月下旬に行い、現状調査・工事実施は10月下旬となります。

### ■申込書類の請求先

○電話で 6ページ「JKK東京 お客さまセンター」電話番号①へ

○オンラインで 「東京都行政手続クラウド申請」をご利用ください。（アカウント登録が必要です）



スマホ等で二次元コードを読み取り→「申請手続を探す」

→06\_10(入居者向け)都営住宅・都施行型都民住宅 各種届出・請求

→浴槽・給湯設備交換申込書の請求

### ■工事内容のお問い合わせ先

6ページ「JKK東京 お客さまセンター」電話番号②へ



# 東京都環境局からのお知らせ

## HTT ④減らす・①創る・①蓄める を進めよう！

電力をHTT(④減らす・①創る・①蓄める)する取り組みは、気候危機対策だけでなく、中長期的なエネルギーの安定確保につながります。東京都では都民・事業者の皆さんと一緒にHTTに取り組んでいきます。



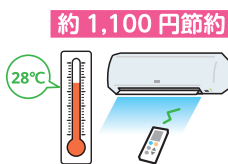
特に、冷房の使用などで電力消費量が多くなりやすい夏は電力の削減(④)がポイント！

家族みんなで暮らしを見直し、工夫することで地球にも家計にもやさしい省エネに取り組みましょう！ご協力をお願いします。

### 電力を④減らす～ 少しの工夫で大きな成果 わが家の省エネ始めましょう！

#### ①冷房時の室温は28℃を目安に

エアコン(冷房時)の風向きを上向きにし、扇風機やサーキュレーターを併用して空気を循環させると効果的です。すだれ等による日差しのカット、玄関やベランダでの打ち水でも冷房効果が高まります。



#### ④電気便座の設定温度や

##### 洗浄温水の温度を低くする

タイマーや節電モード機能が付いている場合は設定しましょう。

約 1,400 円節約

#### ⑤省エネ性能が高い家電等へ買い替え

家電製品の省エネ性能は年々進化しており、買い替えにより大きな省エネが図れます。対象製品に買い替えると最大2万6,000円相当の商品券等に交換可能な「東京ゼロエミポイント」がもらえます。令和5年4月以降購入分からポイントが約2割アップしました。ぜひご活用ください。



#### ②エアコンのフィルターをこまめに掃除

月2回を目安にフィルターを掃除しましょう。目詰まりすると吸い込む空気の量が減り、冷やす力が弱くなります。

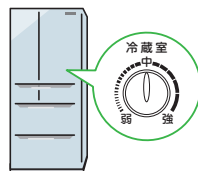
約 1,100 円節約

#### ③夏は冷蔵庫の庫内温度を

##### 「強」から「中」に

夏以外は「弱」にするとさらに効果的。

約 2,200 円節約



■の値は一般の家庭における年間の節約金額(目安)です

その他のHTT(④減らす ①創る ①蓄める)の取組は東京都環境局のHPに掲載しています。  
[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/tokyo\\_coolhome\\_coolbiz/index.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/tokyo_coolhome_coolbiz/index.html)



#### ■節電・省エネの取り組みについてのお問い合わせ先

東京都環境局 家庭エネルギー対策課 ☎03-5388-3533

#### ■東京ゼロエミポイントについてのお問い合わせ先

東京ゼロエミポイントコールセンター ☎0570-005-083(ナビダイヤル)

受付時間：9時～17時(年末年始を除く) ☎03-6634-1337

### 夏季の節電へのご協力をお願い

夏季の東京エリアの電力需給は依然として厳しくなる見通しです。

お住まいのみなさんには、引き続き、節電に努めてくださいますよう、お願いします。



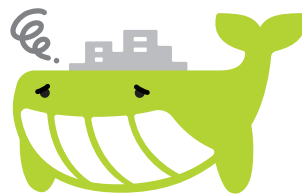
# 都営住宅等での転貸(民泊等)及び用途外使用は禁止されています

都営住宅および東京都施行型都民住宅は、宿泊施設として貸し出すことはできません。

入居時の使用許可条件においても、都営住宅等を転貸したり、居住の用途以外に使用すること(\*)を禁止しており、こうした事実が判明した場合には、使用許可を取り消し、住宅の明渡しを求めることがあります。

お住まいのみなさんは、住宅を適正に使用していただきますようお願いいたします。

\*東京都の許可を得て、住宅の一部を、あんま、はり、きゅうなど、住宅にお住まいの方の福祉を目的とした仕事に使える場合もあります。



お住まいのみなさんや来訪者への注意を喚起するため、エレベータ内に以下のステッカーを貼付しています。

法令により、都営住宅を有料で旅行者に転貸することは禁止されています。

**Attention!**

**注意!**  
**주의!**

It is illegal to use these housing facilities as lodging for tourists.

将本住宅设施作为住宿设施向旅行者提供是违法的。

본 시설을 여행자를 위한 숙박 시설로 사용하는 것은 위법입니다.

東京都住宅政策本部

## ☆お問い合わせは、JKK東京 お客さまセンターへ☆

受付時間：9時～18時（土日・祝日・年末年始は除く）

### ① 各種手続き 使用料のお支払い 住まい方のご相談

一部の手続きで  
オンライン受付を  
開始!  
詳しくは  
こちら。



ナビダイヤル

☎0570-03-0071

携帯電話の無料通話分や割引サービスが  
ご利用可能な方

☎03-6279-2652



### ② 修繕のお申込み・ご相談

漏水等の緊急修繕、事故や火災、断水、  
居住者の安否に関わる緊急のご連絡は  
24時間365日対応

ナビダイヤル

☎0570-03-0072

携帯電話の無料通話分や割引サービスが  
ご利用可能な方

☎03-6279-2653



ナビダイヤル  
とは

固定電話からおかけの場合、市内通話料金で通話できます(公衆電話を除く)。  
携帯電話からおかけの場合、各電話会社の無料通話分や割引サービスは適用されません。

- ・月曜日及び休日の翌朝午前9時から10時までは電話が混み合いつながりにくい状態となる場合があります。お急ぎでない方は他の時間帯をご利用ください。
- ・「名義人番号」をお伝えいただくと、お問い合わせに要する時間が短縮されます。

東京都住宅政策本部ホームページ

東京都住宅政策本部

検索



JKK東京ホームページ「都営住宅等にお住まいの皆さまへ」

都営住宅 お住まいの皆さま

検索



「すまいのひろば」外国語版はこちら  
Foreign-language versions



「すまいのひろば」は再生紙を使用しています。

SAVE THE GREEN EARTH!